平成２９年（フ）第１０１号
山口県下関市神田町２丁目11番15号　ブリッジＫ　Ⅱ　101号、前住所山口県下関市綾羅木南町２丁目５番４号　タウンハウス綾羅木302号
債務者　村田　忠則
1　決定年月日時　平成30年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第１４３号
山口県下関市金比羅町26番１号
債務者　早鞆機工こと　田村　**初**子
1　決定年月日時　平成30年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第４８５号
熊本県宇土市馬之瀬町713番地２　ディアコート102
債務者　吉田　味代
1　決定年月日時　平成30年１月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３７３号
那覇市天久２丁目29番22号　てぃーだ新都心ビル404
債務者　島袋　長善
1　決定年月日時　平成30年１月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第１２９号
青森県黒石市大字石名坂字櫻清水20番地５、旧住所青森県黒石市美原町97番地66
債務者　横山　妙子
1　決定年月日時　平成30年１月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（フ）第２０４４号
名古屋市昭和区広路町字石坂16番地の14　第二沖野館102号
債務者　浅井むつみ
1　決定年月日時　平成30年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６９号
熊本県水俣市幸町16番４号、前住所熊本県水俣市大園町２丁目１番６号
債務者　渋谷　　渉
1　決定年月日時　平成30年１月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２９年（フ）第７０号
熊本県水俣市旭町１丁目１番６号
債務者　渋谷　京子
1　決定年月日時　平成30年１月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２９年（フ）第１２８号
山口市大市町３番33号　ラフォーレ大市202号、前住所山口市穂積町５番19号　山根ハイツ203
債務者　藤永　　明
1　決定年月日時　平成30年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第５２２５号
大阪市港区波除２丁目２番19―911号
債務者　川上　照枝
1　決定年月日時　平成30年１月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５４２６号
大阪市旭区高殿２丁目９番13―705号
債務者　川口　咲惠
1　決定年月日時　平成30年１月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５７０９号
大阪府三島郡島本町江川１丁目２―21　ＦＯＲＥＳＴ山崎301号室、住民票上の住所愛媛県松山市中央１丁目12番33号　きくちビル301号
債務者　保坂　昌子
1　決定年月日時　平成30年１月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５７２９号
大阪府四條畷市岡山東２丁目２番８―305号、前住所大阪府四條畷市砂１丁目10番31号　ベルアンジュ301
債務者　砂川　　伸
1　決定年月日時　平成30年１月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５１５号
岡山県玉野市東紅陽台２丁目19番地152
債務者　藤本　麻未
1　決定年月日時　平成30年１月５日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月14日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５２６号
岡山市北区野田５丁目８番５号　フローレンス野田グランドアークⅡ203
債務者　守安　　知
1　決定年月日時　平成30年１月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月14日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部